



### 60年9月 教育界のうごきから

「いじめ」いっそう深刻  
警視庁は9月21日今年上半期の小・中・高校生によるいじめ事件の実態調査の結果をまとめた。全国の警察がうけたいじめ相談は、2,661件。(昨年は1年間に1,893件)起きた事件が247件、自殺が4人、教師の3割が放置した、などを改めて警告している。

いじめられた中学3年生が自殺  
9月26日、福島県いわき市立小川中の3年生佐藤清二君が、自宅近くの山の中の小屋で、首をつって自殺した。いわき中央署で調べたところによると「いじめ」に耐えかねての自殺とみられ、大きい衝撃を与えた。

いじめ根絶に全力あげよ—文部省  
9月27日、福島県教委に対し、いわき市の中学生自殺事件の事実関係の調査とその報告を求めるとともに、各都道府県に対し、厳しい姿勢で臨むよう指示した。

臨教審の動きから  
9月4日、総会。来春の基本答申に向けて、重点審議項目9項目を決定した。①教員の資質向上 ②高等教育の改革 ③21世紀へ向けての教育目標 ④教育条件の整備 ⑤高校入試のあり方 ⑥徳育の充実 ⑦教育行財政の見直し ⑧教育の国際化 ⑨生涯学習教育体系への移行を決定し、今後各課題別に審議を急ぎ、年末には審議経過の概要(その3)を公表する予定である。

教育課程を見直し、学習指導要領改定へ  
9月9日、教育課程審議会が発足  
幼・小・中・高校まで一貫した新しい教育課程を編成、学習指導要領の全面改定に取り組むため、教育課程審議会が発足し、委員27人と諮問事項を決めた。(委員長福井謙一氏)諮問事項(4項目)

①社会の変化に適切に対応する教育内容の在り方 ②国民として必要とされる基礎的・基本的指導を徹底するとともに、児童生徒の能力、適性等に応じた教育を發揮させるための教育内容の在り方 ③幼稚園・小・中・高校を通じて調和と統一のある教育内容の在り方 ④6年制中等学校の教育内容の在り方

はじめに  
最近さまざまな教育的観点から「集団宿泊指導」の重要性が指摘されてきた。これは、文部省においても来月の下旬に代表者を集めて「集団宿泊指導指導者研修会」を実施する予定であるなど、その意義や目的、内容や方法などについて、全国的に研究や研修が進められている。

「集団宿泊指導と修学旅行」  
学習指導要領によれば、学校行事の一つとして「旅行的行事」が設けられ、「平素と異なる生活環境の中にあつて見聞を広め、集団生活のきまり、公衆道徳などについて望ましい体験を積むような活動を行うこと」が示されている。

また、「指導書」には旅行的行事には、遠足、修学旅行、集団宿泊指導、各種の野外活動など、一年生の遠足や集団宿泊指導の指導成果を二年生の宿泊指導に生かす、またその成果を三年生の遠足に生かす、といういわゆる「子ども相互のふれあいによる信頼関係の深まり」が示されている。

あるといえないだろうか。つまり、集団宿泊指導については文字通り、二十四時間の起居を共にするものであるから、さまざまな機会に数多い「ふれあい」が可能になるだけに、少なくとも、本物の交友関係成立の端緒が与えられ、ふれあいの基礎の上にそ

る「学校きらい」や「登校拒否」の発症の原因や背景を正すもの立場からみると、子ども相互の人間関係の破たんにつながることを少なくない。一寸したこのゆき違ひから情緒的交流や意志のコミュニケーションがうまくいかず「もうだめだ、私の気持ちわかってもらえない」と悲観してしまひ、自己の殻に閉じこもってしまう。これは、日常の学校生活における心の交流レベルでの交友関係が浅く表面的なものにとどまっております。本物ではないこと起因して、交友関係の拡大、適応力の育成は既に小学校時代にマスターしておくべき発達課題ではあるが、それができていない。そしてこれらはフォーマルな授業場面を主とする学校生活よりも、課外や下校時のインフォーマルな場面においてこそ身につけやすいものである。宿泊生活を通じてこのような機会や場面を大いに活用することができ

る。このテーマの続きとして、次回は、(3)自己理解の深化から自己指導力の育成へ、(4)「出会い」権威・尊敬・心服の人間関係に基づく援助指導、三、集団宿泊指導の進め方などを予定

文部省教科調査官 高橋哲夫

## 集団宿泊指導と修学旅行 (1)

### ふれあいによる信頼関係の深まり

### 生徒指導と特別活動・修学旅行

26

「学校きらい」や「登校拒否」の発症の原因や背景を正すもの立場からみると、子ども相互の人間関係の破たんにつながることを少なくない。一寸したこのゆき違ひから情緒的交流や意志のコミュニケーションがうまくいかず「もうだめだ、私の気持ちわかってもらえない」と悲観してしまひ、自己の殻に閉じこもってしまう。これは、日常の学校生活における心の交流レベルでの交友関係が浅く表面的なものにとどまっております。本物ではないこと起因して、交友関係の拡大、適応力の育成は既に小学校時代にマスターしておくべき発達課題ではあるが、それができていない。そしてこれらはフォーマルな授業場面を主とする学校生活よりも、課外や下校時のインフォーマルな場面においてこそ身につけやすいものである。宿泊生活を通じてこのような機会や場面を大いに活用することができ

あるといえないだろうか。つまり、集団宿泊指導については文字通り、二十四時間の起居を共にするものであるから、さまざまな機会に数多い「ふれあい」が可能になるだけに、少なくとも、本物の交友関係成立の端緒が与えられ、ふれあいの基礎の上にそ

る「学校きらい」や「登校拒否」の発症の原因や背景を正すもの立場からみると、子ども相互の人間関係の破たんにつながることを少なくない。一寸したこのゆき違ひから情緒的交流や意志のコミュニケーションがうまくいかず「もうだめだ、私の気持ちわかってもらえない」と悲観してしまひ、自己の殻に閉じこもってしまう。これは、日常の学校生活における心の交流レベルでの交友関係が浅く表面的なものにとどまっております。本物ではないこと起因して、交友関係の拡大、適応力の育成は既に小学校時代にマスターしておくべき発達課題ではあるが、それができていない。そしてこれらはフォーマルな授業場面を主とする学校生活よりも、課外や下校時のインフォーマルな場面においてこそ身につけやすいものである。宿泊生活を通じてこのような機会や場面を大いに活用することができ

る。このテーマの続きとして、次回は、(3)自己理解の深化から自己指導力の育成へ、(4)「出会い」権威・尊敬・心服の人間関係に基づく援助指導、三、集団宿泊指導の進め方などを予定

文部省教科調査官 高橋哲夫

### 62年度輸送計画

近修委員会が協議

九月十二日第三回近畿中学校修学旅行委員会が開かれた。この委員会は六十二年度輸送計画を中心に国鉄旅客輸送課および販売センター職員同席のもとに協議された。

かねて国鉄民営化に伴う修学旅行の輸送に関しては、従来の手続きを踏襲するが、ダイヤ改正は六十二年十二月の予定である。六十二年の輸送に際しては前年度と変った箇所のみ方面別にのべる。( )内は前年度の時刻。

- 一、関東方面
  - ①A3(専用臨) 往・姫路発 7時50分(8時48分)、東京着12時50分(13時42分)
  - ②A5(専用臨) 往・姫路発 8時50分(9時18分)、東京着13時50分(14時12分)、復はA3・A5共前と同じ

### 二、信州方面(北陸沿線及びアルペンルート通り抜け)

- ①B9往・神戸発7時50分、富山着12時50分、往・富山発14時15分、神戸着19時、一泊三日のコース、四百六十名定員
- ②B10往・B9の往路利用、復・松本発12時15分、大阪着18時17分、四百六十名定員
- ③B11往・大阪発7時25分、松本着14時30分、復・B9のコース復路利用、B10の逆コース、中国・九州方面
- ④C3・D3、C4・D4、C5・D5は同じ列車使用、共に四百五十名定員
- ⑤西明石停車はC1・D1の列車のみ、D6、D7の列車はC1・D1と同列車

○今後の予定  
①希望調査の期間九月三十日から十月十九日まで、②申込書受付期間十月月中旬から六十二年一月二十日まで、③乗車日の抽選会一月二十日前後、④乗車日通知二月中旬

○今後の予定  
①希望調査の期間九月三十日から十月十九日まで、②申込書受付期間十月月中旬から六十二年一月二十日まで、③乗車日の抽選会一月二十日前後、④乗車日通知二月中旬

楽しい修学旅行を、より安心出来るものに

「国内旅行傷害保険」  
修学旅行用をおすすめします。

**東京海上火災保険株式会社**  
本店 東京都千代田区丸の内1-2-1 ☎03-212-6211(代表)

眼下に芦の湖、ひろがる湖尻高原。静寂のなかに憩いのひととき。

〈修学旅行の専用旅館〉  
〒250-05 神奈川県箱根町湖尻高原  
**箱根高原ホテル**  
電話0460-4-8595(代表)

昭和61年春 新館増築「北嶺」オープン (130名収容)

座禅体験で「心、リフレッシュ!!」

本館	17室	194帖	120人
比叡	28室	260帖	200人
北嶺	15室	160帖	130人
計	60室	614帖	450人

〈国際観光旅館〉  
比叡山 **延暦寺会館**  
TEL 0775-78-0047・0554  
TELEX 5464-917  
FAX 0775-79-5053

**防災布団リース**

●御指導先 販売もいたします。  
京都市消防局  
近畿日本ツーリスト(株)

防災寝具製造認定工場  
**ムラタ寝具工業所**  
〒612 営業所 京都市伏見区京町5丁目77-7 ☎075(601)5371(代)  
〒610-01 工場 京都府城陽市観音堂甲畑57 ☎07745(2)0191

京都市火災予防条例改正により  
—防災寝具の使用—

☆防災寝具の使用に関する規定を盛り込んだ京都市火災予防条例改正案が昭和59年11月29日市議会で可決制定され、同年12月13日に公布、即日施行となった。(防災具の使用)

第46条の5 次の各号に掲げる防火対象物又はその部分において使用するふとん毛布、まくら、敷布、その他の寝具類は、防災性能を有するものとするように努めなければならない。

(1) 令別表第1(5)イ並びに(6)項イ及びロに掲げる防火対象物  
(5)イ旅館・ホテル又は宿泊所

(2) 令別表第1(10)項イに掲げる防火対象物で、前号に掲げる防火対象物の用途に供する部分